

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

- (1) 業務の目的
骨粗鬆症予防に対する広報を実施し、リテラシーの向上を図る。
- (2) 業務内容
別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 予算額
17,500 千円

2 注意事項

- (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限
令和7年7月18日（金） 午後5時
- (2) 仕様書等に対する質問書提出期限
令和7年7月23日（水） 午後3時
- (3) 上記(2)に対する回答日等
令和7年7月28日（月）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては質問者に対してのみ回答する。
- (4) 提案書提出場所及び期限
 - ア 提案書提出場所
広島県健康福祉局国民健康保険課
 - イ 提案書提出期限
令和7年7月31日（木） 午後3時
 - ウ その他
 - (ア) 提案書の提出に当たっては、提案書提出届（様式第4号）を付すこと。
 - (イ) 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。
 - (ウ) 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。
- (5) 提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施
 - ア 日時
令和7年8月4日（月）（時間は、別に通知する。）
 - イ 方法
オンライン（URL等は、別に通知する。）
 - ウ 出席者
公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
 - エ 内容
提案者による、プレゼンテーションを行う。1提案者当たりのプレゼンテーション時間は15分以内、質疑応答は10分以内を予定する。
 - オ その他
 - (ア) 参加者が4者を超えた場合、上記エのプレゼンテーション時間等の変更、又は書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。
 - (イ) プレゼンテーションは、提出された提案書によって行うこととし、当日の追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、申請書（様式第1号－1）を、次に掲げる必要な書類を添付して提出すること。

（ア） 会社概要説明書（様式第1号－2）

（イ） 電子データの保存等に関する申出書（様式第2号）

（ウ） 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

（エ） 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

イ アに定める必要な書類の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）。

(7) 仕様書等について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（様式第3号）により、電子メールで提出すること。その際、件名を「(プロポーザル) 令和7年度広島県市町国民健康保険骨粗鬆症予防広報業務に関する質問」とし、送信後、電話により着信の確認を行うこと。

提出先 広島県健康福祉局国民健康保険課

提出先アドレス fukokuho@pref.hiroshima.lg.jp

確認先電話 (082) 513-3218（ダイヤルイン）

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者の行った質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局国民健康保険課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和7年8月7日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和7年8月8日（金）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 参加の取り下げについて

提案書を提出した後に参加を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第5号）を提出すること。

取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

(14) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない（取下願の提出があった場合も同様。）。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき使用することがある。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約方法
最優秀提案者と提出された提案書を基に、業務内容及び委託料について協議の上、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等の一部変更する場合がある。
また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (4) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 業務委託契約書（案）
- ☐ 業務委託仕様書
- ☐ 様式
 - 【様式第 1 号ー 1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - 【様式第 1 号ー 2】会社概要説明書
 - 【様式第 2 号】電子データの保存等に関する申出書
 - 【様式第 3 号】仕様書等に対する質問書
 - 【様式第 4 号】提案書提出届
 - 【様式第 5 号】取下願
- ☐ 提案書作成要領
- ☐ 評価基準

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局国民健康保険課 担当 石本
電話 (082) 513-3218 (ダイヤルイン)